

薬生食輸発 1025 第 1 号
令和元年 10 月 25 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(フィリピン産マンゴーの証明書様式変更)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け食安輸発 0329 第 1 号（最終改正：令和元年 10 月 15 日付け食安輸発 1015 第 2 号）にて通知し、フィリピン産マンゴーについては、当該通知別表 1 中の条件に該当する場合を除き、検査命令を実施しているところです。

今般、フィリピン政府より、上記条件に示すフィリピン政府が発行する証明書様式を変更した旨連絡があったことから、当該通知の別添 3 に示す様式を別紙のとおり変更しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。